

◆学校において予防すべき感染症の種類

	病 名	出席停止期間の基準
第 2 種	インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
第 3 種	腸管出血性大腸菌感染症、 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎 コレラ、細菌性赤痢、 腸チフス、パラチフス その他の感染症 { 溶連菌感染症、手足口病 伝染性紅斑、マイコプラズマ感染症 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）、 ヘルパンギーナ、ウイルス性肝炎 （ ） }	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで